

胆管がん発症事例について

平成24年7月31日
S社代理人 弁護士 宝本美穂

この度は、S社の従業員及び元従業員の方々が、胆管がんに多数発症されたことについて、大変遺憾に思っております。

また、胆管がんを発症し、生活に支障をきたした方々や、亡くなられた方々がおられることについて、誠に残念であり、心よりお見舞い申し上げます。

亡くなられた方々のご冥福をお祈り致しますと共に、御遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。

S社としては、このような事態を真摯に受け止め、早期の原因究明に努めております。原因究明のために、労働局及び労働基準監督署による調査に積極的に協力し、S社における調査も実施し、対応を致しております。

本来であれば、労災申請をされた方々や、元労働者の方々へお会いしてご説明することが必要であると存じておりますが、連絡先ご不明の方・労災申請をされておりご迷惑をおかけしてしまう方々がおられますので、メディアを通じてのご報告となり、誠に失礼な対応になることを申し訳なく思っております。

そして、印刷業界をはじめ、世間の方々に今回の件でお騒がせをして、大変申し訳ありません。

これまで、S社の調査により判明したことについて、お知らせいたします。

第1 会社について(平成24年7月31日現在)

- | | | |
|---------|-------|-----|
| 1 総従業員数 | 113人 | |
| うち校正部 | 41人 | |
| | 総従業員数 | 校正部 |
| 大阪 | 68 | 27 |
| 東京 | 39 | 12 |
| 名古屋 | 6 | 2 |
- 2 勤務態勢
校正部：大阪・東京：昼夜2交代制
名古屋：昼間勤務のみ
- 3 作業場所

校正部 大阪本社：地下1階
校正機が設置されている部屋の大きさ
奥行き：約21.6m
間口：約7.8m
高さ：約2.6m
大阪第2ビル：1階
東京：1階
名古屋：1階

4 校正印刷の作業工程について

- (1) ローラーにインキを塗り、ローラーから版にインキを付着させる
- (2) インキの付着した版から、ブランケットに転写する
- (3) ブランケットから紙等の印刷媒体に印刷をする
- (4) 次の版をブランケットに転写するためにブランケットを洗浄する
- (5) 次の版をブランケットに転写する
- (6) ブランケットから紙等に印刷をする

1版の印刷に15分から20分かかりますので、1時間に3回から4回の洗浄作業を行います。もともと、オペレーターの能力により作業時間の長短はあります。

第2 胆管がんについて

1 胆管がん発症者について

- (1) 発症人数：11名
死亡人数：5名
(S社で把握した在職時発症者数及び労災請求により判明したもの。報道により知り得た情報は含んでおりません。)

なお、校正印刷に関わっていない従業員の発症者はいません。

- (2) 発症者の勤務期間
(勤務開始年)
最も早い方：昭和63年
最も遅い方：平成11年
(勤務終了年)
最も早い方：平成10年
最も遅い方：現職
- (3) 調査対象時期
S社の業務に関連する物質が原因であるとす

るならば、発症者の勤務期間から、遅くとも平成10年より以前から使用し、平成11年以降も継続して使用している物質が原因となる可能性があることが予測されます。

そのため、平成10年より以前から使用し、平成11年以降も継続して使用している物質を中心に調査を行いました。

2 平成10年より以前から使用し、平成11年以降も継続して使用している物質について

(1) 厚生労働省が原因物質として蓋然性が高いとしている1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン及び1,1,1-トリクロロエタンについて

- ① ジクロロメタン：第2種有機溶剤
- ② 1,1,1-トリクロロエタン：第2種有機溶剤
- ③ 1,2-ジクロロプロパン：有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）に定める有機溶剤ではありません。

なお、平成23年10月28日、厚生労働省により、労働安全衛生法第28条第3項において定める指針に、1,2-ジクロロプロパンが追加されています。

(2) 有機則における有機溶剤（第2種に該当）を使用する際に定められていること

- ① 設備：有機溶剤の発生源を密閉する設備・局所排気装置またはプッシュプル型換気装置（有機則第5条）
- ② 管理：有機溶剤作業主任者の選任（有機則第19条）
- ③ 測定：定期に有機溶剤の濃度を測定（有機則第28条）
- ④ 健康診断：有機溶剤健康診断（有機則第29条）

(3) (1) 物質の使用について

S社において、平成10年より以前から使用し、平成11年以降も継続して使用している物質は、1,2-ジクロロプロパンのみでした。

3 厚生労働省が原因物質として蓋然性が高いとしている1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン及び1,1,1-トリクロロエタンを含む洗浄剤の使用歴

(1) 1,2-ジクロロプロパンについて

平成9年から平成18年まで1,2-ジクロロプロパ

ンを主成分とする「ブランケットクリーナー」を使用していました。「ブランケットクリーナー」については、従業員への聞き取りをしたところ、「ブラクリン」と省略して呼んでいたことが分かっておりません。

なお、1,2-ジクロロプロパンについては、有機則において規制されるものではありませんので、「ブランケットクリーナー」は、「有機溶剤」ではありません。したがって、有機則に定める措置等をとる必要はありません。

(2) ジクロロメタン及び1,1,1-トリクロロエタンについて

現在、S社において判明している限り、平成9年8月以降は、使用しておりませんでした。S社において保存されている伝票、取引先に保存されていた伝票、製造メーカーの伝票及び担当者からの聴取等で確認しております。

平成9年7月以前については、現在調査中です。

(3) 現在

S社において、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン及び1,1,1-トリクロロエタンを含む洗浄剤は、一切使用しておりません。

また、有機則において規制される洗浄剤を使用しておりません。

4 S社における胆管がん発症者の把握時期及び対策

(1) S社における胆管がん発症者の把握時期

1人目：平成15年11月

2人目：平成16年7月

(2) 把握後のS社における対策

当時使用していた洗浄剤は、「ブランケットクリーナー」でしたので、有機則において規制される洗浄剤はありませんでした。しかし、従業員の間で、不安の声があがり、有機溶剤作業主任者の有資格者を中心に、原因究明に努め、その時点におけるできうる対策を講じました。

① 有機溶剤健康診断の実施

原因が不明であったことから、通常健康診断に加え、念のため校正部従業員を対象に、有機溶剤健康診断を実施いたしました。時期は、

平成17年から平成20年までであり、受診結果はいずれの年も全員問題がありませんでした。

有機溶剤健康診断によっても原因は分からず、有機則において規制される洗浄剤を使用していなかったことから、有機溶剤健康診断の実施を止めることにしました。

② 使用洗浄剤の変更

平成18年、1,2-ジクロロプロパンを含む洗浄剤である「ブランケットクリーナー」を、1,2-ジクロロプロパンを含まない洗浄剤に変更しました。

当時、1,2-ジクロロプロパンは、有機則において規制されておらず、指針等も出されていませんでした。また、胆管がん発症者が続いた原因が分かりませんでした。1,2-ジクロロプロパンは、安全衛生法施行令第18条において、名称等を表示すべき有害物（譲渡、提供する者に課された通知義務の対象）とされていたことから、この使用を中止しました。

5 換気について

(1) 換気設備について

換気設備は大きく分けて2系統になります。

1つは、機械各々の床部分（洗浄時に洗浄作業を行う場所の下）に吸引口（6つ）があります。この吸引口からの空気は全て外に排出されています。

もう1つは、大人の人間の腰くらいの高さに吸引口（レタン：3つ）があります。

この吸引口からの空気は、各々活性炭（40キログラム）のフィルターを通り、エアコンに入り、外気と混ざって室内に入っています。

(2) 換気量について

給排気設備の風量測定の結果（単位はいずれも m^3/H ）

・ 排気側合計：6349

うちレタン：4579

うち局所排気：127

・ 供給側合計：7892

6 防毒マスク及び手袋について

S社において、防毒マスクは支給していませんでしたが、手袋及びエプロンは支給してありました。手袋は約30年前から支給してあります。

なお、有機則において規制されるものを使用しておりませんでしたので、防毒マスク及び手袋の使用は義務づけられておりませんでした。

7 洗浄剤の選定について

(1) 平成13年ころまで

洗浄剤の取引業者に対して、人体への影響のないものを納入するよう依頼をしていました。

(2) 有機溶剤作業主任者の資格取得（平成13年）以後

取引業者への依頼及び相談だけではなく、S社社内において有機溶剤の含まれた物質が誤って混入されることを防ぐために、従業員が有機溶剤作業主任者の資格を取得したことから、有資格者が中心となり、洗浄剤を選定していました。

選定基準は、平成13年ころまでと同様、人体への影響のないものであり、S社が胆管がん発症者を把握した平成15年、同16年以降、使用していた洗浄剤（「ブランケットクリーナー」）を1,2-ジクロロプロパンを含まない洗浄剤へ変更しました。

8 調査について

(1) 洗浄剤、インキ、換気等原因として考え得るものについて、S社としても調査を行っております。また、労働局及び労働基準監督署の調査に積極的に協力しております。

S社においては、これまで使用していたインキや洗浄剤の特定、それらの成分の調査や環境測定を行っております。具体的には、従業員への聞き取り、伝票等書類による確認（S社にない場合には、取引先への照会）、洗浄剤及びインキの取引先による含有物質の詳細な説明、換気設備の風量測定、環境測定を行いました。

なお、洗浄剤及びインキの取引先からの説明の際に、労働局及び労働基準監督署の職員にも立会いを要請し、労働局及び労働基準監督署の職員も同席して説明を聞いていただいております。また、換気設備の風量測定の結果及び環境測定の結果については、労働局の職員も同席して説明を聞いていただいております。またその結果は労働局に提出しております。

(2) 現従業員及び元従業員に対して、胆管がんの診断を主目的とした健康診断を行っております。

9 現在のS社の対策について

(1) 労働局及び労働基準監督署からは、現在の作業環境についての改善指示はありませんでした。もっとも、原因が不明であることから、念のため校正部従業員に防毒マスクを配布し、着用を義務づけております。

(2) 換気については、専門家に依頼をして、有機則だけではなく、米国産業衛生学術会識(ACGIH)による基準も満たす、よりよい職場環境としていきます。

10 最後に、今回の件につきまして、1日も早く原因が究明されることをS社としても願ってやみません。そのために、できる限りのことはしていく所存です。 以上

間、現場では洗浄剤のことをそのように呼んでいたものであり、「ブランケットクリーナー」を省略して「ブラクリン」と呼んでいたわけではない。

この「ブラクリン」を平成9年以前に使用していたことについては、複数の元従業員が明確に記憶しているとする証言がある。一方、会社の文書には、平成9年以前は何を使用していたかという点に関する説明が一切ない。

日研化学研究所によると、ブラクリンの成分は以下のようである。

平成元年～平成4年・5年	
ジクロロメタン	15-25重量%
1,2-ジクロロプロパン	50-60重量%
1,1,1-トリクロロエタン	15-25重量%
平成4年・5年～平成10年	
ジクロロメタン	40-50重量%
1,2-ジクロロプロパン	40-50重量%
ミネラルスピリット	1-10重量%
平成10年以降	
ジクロロメタン	50-60重量%
ミネラルスピリット	15-25重量%
2-ブタノール	15-25重量%

なお、厚生労働省の7月10日付け文書「胆管がんに関する一斉点検結果の取りまとめ結果等について」には、「平成3年から平成18年までに使用されていたと考えられる洗浄剤は、事業場に納品書等が保存されていないため、大阪労働局が納入業者から入手した伝票を整理し、また、元労働者のからの聞き取り結果も合わせ取りまとめた。これによれば、長期間にわたり使用された洗浄剤成分としては、ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパン及び1,1,1-トリクロロエタンがあげられるが、伝票等による裏付けが完了したのは、1,2-ジクロロプロパンのみであり、他の2物質については、元労働者からの聞き取りの結果から使用量も含めて情報が得られているが、今のところ事業場関係者等からの情報は得られていない。」と記載されており、ジクロロメタンおよび1,1,1-トリクロロエタンの使用についても、元従業員が証言していることを厚労省も確認している。また、同文書において、「1,2-ジクロロプロパンを過去の使用が裏付けられた物質、ジクロロメタ

SANYO-CYP社の主張の問題点

平成24年7月31日
産業医科大学産業保健学部
安全衛生マネジメント学
准教授 熊谷信二

SANYO-CYP社(以下、S社と略す)の従業員・元従業員に肝内・肝外胆管癌が多発している件に関して、S社が発表したコメントには重大な疑義がある。多くの方が犠牲になっていることから考えれば、見過ごすことはできない。以下に、私が調査した事実を基に、S社のコメントの問題点を指摘する。

① 使用していた洗浄剤

洗浄剤について、同社の文書には、「平成9年から平成18年まで1,2-ジクロロプロパンを主成分とする「ブランケットクリーナー」を使用していました。「ブランケットクリーナー」については、従業員への聞き取りをしたところ、「ブラクリン」と省略して呼んでいたことが分かっております」と記載されている。

S社では、平成元年頃から平成9年・10年頃まで「ブラクリン(日研化学研究所製)」を使用していた。そのため、洗浄剤を変更した以降も暫くの